



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

## 目次 (\*については県例規集掲載事項)

### ○ 条例

- \*52 知事及び副知事の給与その他の給付条例等の一部を改正する条例 (人事課)
- \*53 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 ( " )
- \*54 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 ( " )
- \*55 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 ( " )
- \*56 教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (教育委員会)
- \*57 警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (警察本部)

### 公布された条例のあらまし

#### ◇知事及び副知事の給与その他の給付条例等の一部を改正する条例

##### 1 条例概要

知事、副知事、議長、副議長、議員、教育長及び常勤の監査委員の給与について平成 21 年 6 月に支給する期末手当の額を暫定的に減額する措置を講じました。

##### 2 施行期日

公布の日から施行します。

#### ◇職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

##### 1 条例概要

職員の給与について平成 21 年 6 月に支給する期末手当及び勤勉手当の額を暫定的に減額する措置を講じました。

##### 2 施行期日

公布の日から施行します。

#### ◇一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

##### 1 条例概要

任期付研究員の給与について平成 21 年 6 月に支給する期末手当の額を暫定的に減額する措置を講じました。

##### 2 施行期日

公布の日から施行します。

#### ◇一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

##### 1 条例概要

特定任期付職員の給与について平成 21 年 6 月に支給する期末手当の額を暫定的に減額する措置を講じました。

##### 2 施行期日

公布の日から施行します。

#### ◇教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

##### 1 条例概要

教育職員の給与について平成 21 年 6 月に支給する期末手当及び勤勉手当の額を暫定的に減額する措置を講じました。

##### 2 施行期日

公布の日から施行します。

## ◇警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

## 1 条例概要

警察官の給与について平成 21 年 6 月に支給する期末手当及び勤勉手当の額を暫定的に減額する措置を講じました。

## 2 施行期日

公布の日から施行します。

---

**条 例**

---

知事及び副知事の給与その他の給付条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 5 月 29 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

**和歌山県条例第 5 2 号**

知事及び副知事の給与その他の給付条例等の一部を改正する条例

(知事及び副知事の給与その他の給付条例の一部改正)

第 1 条 知事及び副知事の給与その他の給付条例（昭和 22 年和歌山県条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

平成 21 年 6 月に支給する期末手当に関する第 3 条第 2 項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「100分の160」とあるのは「100分の145」とする。

(議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第 2 条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 31 年和歌山県条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

付則第 1 項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

付則第 2 項に見出しとして「（和歌山県議会の議員の報酬及び費用弁償条例の廃止）」を付する。

付則に次の 1 項を加える。

(平成 21 年 6 月に支給する期末手当の特例措置)

3 平成 21 年 6 月に支給する期末手当に関する第 6 条第 2 項の規定の適用については、同項中「第 3 条第 2 項ただし書」とあるのは「第 3 条第 2 項ただし書及び附則第 4 項」とする。

(教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第 3 条 教育長の給与等に関する条例（昭和 32 年和歌山県条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

付則第 1 項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

付則第 2 項に見出しとして「（和歌山県教育委員会教育長の給与その他の給与条例の廃止）」を付する。

付則に次の 1 項を加える。

(平成 21 年 6 月に支給する期末手当の特例措置)

3 平成 21 年 6 月に支給する期末手当に関する第 2 条第 3 項の規定の適用については、同項中「第 3 条

第 2 項ただし書」とあるのは「第 3 条第 2 項ただし書及び附則第 4 項」とする。

（委員会の委員等の給与等に関する条例の一部改正）

第 4 条 委員会の委員等の給与等に関する条例（昭和 41 年和歌山県条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

付則第 1 項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

付則第 2 項に見出しとして「（和歌山県公安委員会の委員の報酬及び費用弁償条例等の廃止）」を付する。

付則に次の 1 項を加える。

（平成 21 年 6 月に支給する期末手当の特例措置）

3 平成 21 年 6 月に支給する期末手当に関する第 4 条第 1 項の規定の適用については、同項中「第 3 条第 2 項ただし書」とあるのは「第 3 条第 2 項ただし書及び附則第 4 項」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 5 月 29 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

### 和歌山県条例第 53 号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和 28 年和歌山県条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 2 項を加える。

（平成 21 年 6 月に支給する期末手当の特例措置）

16 平成 21 年 6 月に支給する期末手当に関する第 23 条第 2 項及び第 3 項の規定の適用については、同条第 2 項中「100 分の 140」とあるのは「100 分の 125」と、「100 分の 120」とあるのは「100 分の 110」と、同条第 3 項中「「100 分の 140」とあるのは「100 分の 75」とあるのは「「100 分の 125」とあるのは「100 分の 70」と、「「100 分の 120」とあるのは「100 分の 65」とあるのは「「100 分の 110」とあるのは「100 分の 60」とする。

（平成 21 年 6 月に支給する勤勉手当の特例措置）

17 平成 21 年 6 月に支給する勤勉手当に関する第 24 条第 2 項の規定の適用については、同項第 1 号中「100 分の 75」とあるのは「100 分の 70」と、「100 分の 92.5」とあるのは「100 分の 85」と、同項第 2 号中「100 分の 35」とあるのは「100 分の 30」と、「100 分の 45」とあるのは「100 分の 40」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 5 月 29 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

**和歌山県条例第 5 4 号**

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年和歌山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第 2 項に見出しとして「（給料月額の特例措置）」を付する。

附則に次の 1 項を加える。

（平成21年 6 月に支給する期末手当の特例措置）

- 3 平成21年 6 月に支給する期末手当に関する第 6 条第 3 項の規定の適用については、同項中「100分の160、」とあるのは「100分の145、」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 2 1 年 5 月 2 9 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

**和歌山県条例第 5 5 号**

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年和歌山県条例第59号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第 2 項の前に見出しとして「（給料月額の特例措置）」を付する。

附則に次の 1 項を加える。

（平成21年 6 月に支給する期末手当の特例措置）

- 4 平成21年 6 月に支給する期末手当に関する第10条第 2 項から第 4 項までの規定の適用については、同条第 2 項から第 4 項までの規定中「100分の160、」とあるのは「100分の145、」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 2 1 年 5 月 2 9 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

**和歌山県条例第 5 6 号**

教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

教育職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第52号）の一部をここに公布する。

附則に次の 2 項を加える。

（平成21年 6 月に支給する期末手当の特例措置）

- 13 平成21年 6 月に支給する期末手当に関する第19条第 2 項及び第 3 項の規定の適用については、同条第 2 項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、同条第 3 項中「「100分の140」とあるのは「100分の75」とあるのは「「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。

（平成21年 6 月に支給する勤勉手当の特例措置）

- 14 平成21年 6 月に支給する勤勉手当に関する第20条第 2 項の規定の適用については、同項第 1 号中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、同項第 2 号中「100分の35」とあるのは「100分の30」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 5 月 29 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 和歌山県条例第 57 号

警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の給与に関する条例（昭和29年和歌山県条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 2 項を加える。

（平成21年 6 月に支給する期末手当の特例措置）

- 11 平成21年 6 月に支給する期末手当に関する第21条第 2 項及び第 3 項の規定の適用については、同条第 2 項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、同条第 3 項中「「100分の140」とあるのは「100分の75」とあるのは「「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「「100分の120」とあるのは「100分の65」とあるのは「「100分の110」とあるのは「100分の60」とする。

（平成21年 6 月に支給する勤勉手当の特例措置）

- 12 平成21年 6 月に支給する勤勉手当に関する第22条第 2 項の規定の適用については、同項第 1 号中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の85」と、同項第 2 号中「100分の35」とあるのは「100分の30」と、「100分の45」とあるのは「100分の40」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。